

小規模事業者経営改善資金融資制度

マル経融資

マル経融資は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため**無担保・無保証人・低利**の融資制度です。

マル経融資制度 の特徴

融資限度額は？

2,000万円

担保・保証人は？

不要です

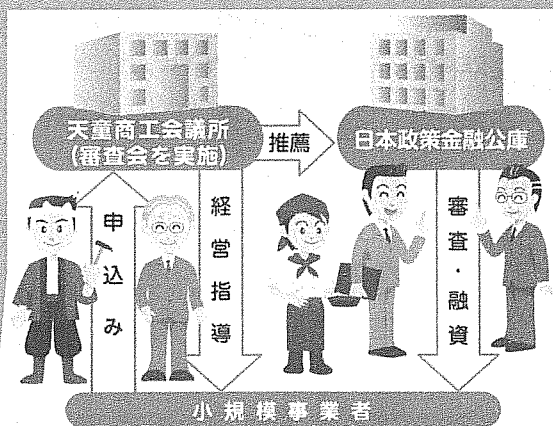
(※本人保証も不要です)

返済期間は？

運転資金 7年以内
(据置期間 1年)

設備資金 10年以内
(据置期間 2年)

マル経融資を 受けるには



①天童商工会議所へ申込み

②天童商工会議所が審査

推薦

③日本政策金融公庫が審査、融資

※利率は低利（平成27年1月15日現在1.35%）
※利率は変動しますのでお問い合わせ先にご確認下さい。

利 用 概 要

【ご利用いただける方】

- 常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業の場合は 5 人以下）の法人・個人事業主の方
- 天童商工会議所の経営指導員による経営指導を原則 6 ヶ月以上受けている方（会計整備の状況等に応じて経営指導員の判断により短縮できる場合があります。）
- 所得税、法人税、事業税又は都道府県民税若しくは市町村民税（均等割を含む）について、納期限の到来している当該義務納税額（延納又は納税猶予に係る税額を除く）を完納している方。
- 同一地区（原則）で最近 1 年以上事業を行っている方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでる方

【ご融資の条件】

- 対象資金：運転資金、設備資金
- 融資限度額：2,000 万円
- 返済期間：運転資金 7 年以内（借置期間 1 年）、設備資金 10 年以内（借置期間 2 年）
- 利率：1.35%（平成 27 年 1 月 15 日現在）
※利率は変動します。詳しくは、下記お問い合わせ先でご確認ください。
- 無担保・無保証人（※本人保証も不要）

【申込み時の提出資料（主なもの）】

- 前年、前々年の青（白）色決算書及び確定申告書（控）
- 税金の領収書または納税証明書
- 決算後 6 ヶ月以上経過の場合は最近の試算表（法人の場合）
- 全部事項証明書〔履歴事項証明書〕（法人の場合）
- 見積書、カタログ等（設備資金をお申込みの場合）など
※あくまで代表的なものです。提出する書類は下記までご確認ください。

【お問い合わせ先】

天童商工会議所 中小企業相談所

〒994-0013 山形県天童市老野森 1-3-28

T E L 023-654-3511 F A X 023-654-7481